

日本留学試験 追試験の実施について（案内）＜2020年11月5日更新＞

新型コロナウイルスへの感染等により11月8日（日）の日本留学試験（以下「本試験」という。）を受験できなかった応募者を対象に、以下のとおり追試験を実施いたします。

(1) 日程： 2020年11月24日（火）

(2) 会場： 東京都：東京国際交流館プラザ平成（東京都江東区青海2-2-1）

大阪府：梅田スカイビル（大阪府大阪市北区大淀中1-1-88）

※受験地は、希望どおりにならない場合があります。その場合、旅費はお支払いしません。

※東京都、大阪府ともに申請者数多数の場合は、他の会場も追加します。その場合、東京都、神奈川県、大阪府または兵庫県（神戸市）のいずれかでの受験となります。

(3) 成績通知：2021年1月中旬までに通知します。

※日本留学試験利用校には、追試験及び成績通知日について別途通知します。

※日本留学試験利用校の入学試験における追試験の結果の取扱いは、大学により異なりますので、大学等に確認してください。

(4) 対象者：

A 新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあり、本試験を受験できなかった者のうち次のいずれかに該当し、追試験の申請書及び医療機関等が発行する診断書等の証明書を提出した者

- ・新型コロナウイルス感染症陽性となり、その後、退院・療養終了した者
- ・試験の直前に保健所等から感染者の濃厚接触者とされ、その後、健康観察期間が終了した者
- ・発熱（37.5度以上）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ・咳・咽頭痛等の症状があったため受験を控えた者
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいたため受験を控えた者（受験者の個人的な判断ではなく、証明書類が提出できる場合のみ）
- ・本試験日から過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等へ渡航したことがある者、又はこれに該当する者の濃厚接触者

B 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による入国制限等により本試験を受験できなかった者

※日本への入国が許可されており、追試験の前日までに自宅待機期間が終了する者のみが対象です

- ・日本及び海外の両方に出願しており、海外での試験が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった者

- ・本試験の直前に出入国管理及び難民認定法による入国拒否措置が緩和され、入国が可能となったが、14日間の自宅待機等のため本試験が受験できなかった者
※原則として、10月1日（木）以降に新規入国が許可された者
 - ・日本及び海外の両方に出席しており、海外の受験地については現地の入国制限等により入国できず、日本での受験に切り替えたが、ビザの手続が本試験に間に合わなかった者
- 【参考】追試験の前日である11月23日（月）までに、14日間の自宅待機期間が終了するには、遅くとも11月9日（月）に日本に入国する必要があります。ただし、検疫に時間を要した場合や飛行機の到着時刻によっては、入国日が日本へ到着した日の翌日となる場合もありますので、ご注意ください。

以下の受験者は追試験の申請はできません。

- ・海外における試験の中止等により本試験が受験できなかった者（日本での受験の出席をしていない場合）
- ・日本または日本国外の本試験を1科目でも受験した者（申請を許可した場合でも、後日、その事実が判明した場合は許可を取消します）
- ・自己の都合や家庭の事情により本試験を欠席した者
- ・交通機関の遅延を理由に本試験を欠席した者（交通機関の大幅な遅延が発生した場合、原則として、試験の開始時間を遅らせて実施します）
- ・海外からの受験者で、11月7日（土）までに14日間の自宅待機期間が終了した者（本試験の対象者です）
- ・その他、11月8日（日）の本試験を受験できる者
- ・2020年度日本留学試験（第2回）に出席していない者（出席期間は7月31日に終了しました）

(5) 申請受付期間：

2020年11月5日(木)	} 電子メールでの連絡は17:00まで
2020年11月6日(金)	
2020年11月7日(土)	
2020年11月8日(日)	電子メールでの連絡は18:00まで

(6) 申請方法：

- ① 申請書のURL確認：11月8日（日）18:00まで
 - ・日本留学試験受付センターへ電子メール（メールアドレス：ēju@sdcj.co.jp）で追試験の受験を希望することを連絡してください。
 - ・電子メールの件名には必ず「【追試験申請】〇〇〇〇（個人の場合は受験番号、団体の場合は学校名）」と書いて、本文には受験票に記載の氏名、受験番号、試験会場名を書いてください。
 - ・団体に申請される場合は、学校等担当者がまとめて1件のメールで申請していただいて差し支え

ありません。申請書のフォームは1人分ずつ入力・送信していただく必要があります。

② URL の通知（連絡が集中しますと返信に時間がかかる場合があります）

③ 申請書・必要書類提出：11月8日（日）23:59 まで

- ・日本留学試験受付センターから案内する URL にアクセスし、ウェブ上で申請書に必要事項を記載するとともに必要書類の画像、PDF ファイルなどをアップロードして送信してください。サイズは2MB 以下としてください。
- ・学校担当者が代理で入力していただいても差し支えありませんが、申請書の内容については、必ず受験者に説明して、同意を得てください。
- ・アップロードされた画像が不明瞭な場合（書かれていることが読めない場合）は、申請を許可できない場合があります。
- ・団体出願（30人以上）された学校で、一括での申請を希望される場合は、各申請者の必要事項を入力する所定のフォーマット（エクセルファイル）及び団体申請用 URL をお送りしますので、日本学生支援機構留学試験課へ電子メールにてご連絡ください。（メールアドレスは本案内の最後に記載しております）この方法においては、提出いただく必要書類に所定のフォーマットに対応した ID 番号を記載していただく必要があります。

④ 必要書類送付：11月12日（木）まで

- ・必要書類を11月12日（木）必着で簡易書留、宅配便など配達記録が残る方法にて日本学生支援機構留学試験課へ送付してください。（送付先は本案内の最後に記載しております）
- ・封筒に「追試験申請」と記載してください。

(7) 申請時の必要書類：

① 受験票コピー

※受験票を受け取れなかったとき

- ・オンライン出願の方

EJU オンラインで表示される「日本留学試験 仮連絡票」を提出してください。

- ・郵送による出願の方

日本留学試験受付センター（電話：0570-55-0585）に連絡して、受付センターから送付される文書のコピーを提出してください。

② 在留カードまたはパスポート（顔写真及び氏名が分かるページ）のコピー

③ 証明書類（診断書、証明書、査証等）

- ・証明書類の例（ご不明な点をご相談ください。）

申請理由	証明書類
新型コロナウイルス感染症陽性となり、その後、退院・療養終了した者	以下の①と②両方 ①（11/8までに提出）本試験日以前の14日以内の陽性の診断書 ②（11/20までに提出）新型コロナウイルス感染症の

	<p>陰性証明書(陰性の証明書の提出を求めるのは、感染した受験者のみ)</p> <p>または</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(11/8 までに提出) 感染の事実と療養期間が分かる、公的機関が発行した書類
試験の直前に保健所等から感染者の濃厚接触者とされた者	<p>本試験日が、感染者と濃厚接触後 14 日以内であることが証明できる書類(必ず自治体、保健所、医療機関等に書類の作成を依頼し、どうしても提出が難しい場合は、保健所等からのメール、FAX、通知文でも可とする。ただし、当該受験者に関する書類であることが分かるもの。)</p>
発熱・咳等の症状があったため受験を控えた者	<p>本試験日において症状があったことを証明する医療機関発行の診断書(PCR 検査は病院や保健所が必要と判断しなければ高額となるため、発熱、風邪などの診断書でも可。)</p>
同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる者	<p>以下の①と②両方</p> <p>①「感染が疑われる人」について、医療機関等が発行する感染が疑われる理由が記載された書面</p> <p>②感染が疑われる者と受験者の関係が分かる書面(上記の理由が記載された書類に記載がない場合。住民票コピー、入居者が記載された賃貸借契約書等。学校作成の書類も可(様式自由)。)</p>
過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航者、又はこれに該当する者の濃厚接触者	<ul style="list-style-type: none"> ・渡航者本人の場合はパスポート(顔写真及び氏名が分かるページ、ビザと出入国のスタンプのページ)と航空券のコピー ・渡航者の濃厚接触者の場合は、当該渡航者の当該地域への渡航を証明する書類及び当該渡航者と受験者との関係が分かる書面
本試験当日に試験会場において体調不良を理由に受験を断られた者	<p>当日交付された追試験対象者であることの証明書</p>
<p>外国からの受験者で、やむを得ない事情によりビザの発給が遅れ、本試験日に受験できない者(上記(4)Bに該当する者)</p> <p>※「やむを得ない事情」とは、上記(4)Bに記載の、日本留学試験実施国・</p>	<p>①査証(ビザ)のコピー</p> <p>②日本に入国した際の航空券(E チケット)のコピー(氏名、日本へ到着する日時、出発地、到着地が、原則として日本語またはアルファベットで記載されているもの)</p> <p>または、パスポートの上陸許可のシール(証印シ</p>

地域における入国制限措置を指します。	ル) のページ全体のコピー
--------------------	---------------

(8) 書類の審査及び受験の可否の通知：

- ・ 追試験の申請者全員に、電子メールにて 11 月 18 日（水）までに追試験受験の可否を通知します。
- ・ 期限までに必要書類を提出できなかった者及び提出した書類で対象者の条件に該当することが確認できない者は、追試験を受験できません。（受験料の返金はいりません）
- ・ 新型コロナウイルスに感染していることを証明する書類により追試験の受験を許可された場合、PCR 検査または抗原検査で陰性の証明書を 11 月 20 日（金）17:00 までに電子メールで提出してください。
提出がない場合は、受験できません。（受験料の返金はいりません）（有症状で入院していた者は、退院していれば受験を認めるので、申請時の証明書で入院が確認できれば陰性の証明書は提出不要）
- ・ PCR 検査または抗原検査で陰性の証明書を追加で提出した受験者には、あらためて受験の可否について電子メールにて連絡します。

(9) 本試験の成績の取扱い：

- ・ 追試験の受験を申請し、かつ必要書類を提出した受験者が、本試験を受験していた場合は、本試験の成績を「有効」とし、追試験の成績は「無効」とします。

(10) その他：

この追試験は、2020 年度第 2 回日本留学試験に限った措置として実施します。

【一般的な問合せ】

日本留学試験受付センター（平日のみ 9:00-17:30）

TEL：0570-55-0585

（一部携帯電話、IP 電話及び海外からの電話は、042-649-9571）

FAX：042-649-9569 E-mail：eju@sdcj.co.jp

独立行政法人日本学生支援機構 留学生事業部留学試験課

〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29

電話：03-6407-7457（平日 9:00-18:15） FAX：03-6407-7462

E-mail：jasso_eju@jasso.go.jp